

## 会 議 録

- ・ 会議の名称 富士川町介護保険運営協議会  
富士川町地域包括支援センター運営協議会  
(合同会議)
- ・ 会議日時 令和4年8月29日(月)午後7時30分から午後8時30分
- ・ 開催場所 保健福祉支援センター 1階保健指導室
- ・ 出席者 委員10名(欠席者4名) 事務局4名 傍聴者0名
- ・
- ・ 議題 介護保険事業状況報告について  
地域包括支援センター事業状況報告について  
その他
- ・ 運営協議会内容
  - 1 開会
  - 2 委嘱状交付(富士川町長 望月 利樹)
  - 3 町長あいさつ
  - 4 自己紹介
  - 5 役員選出
    - ◆介護保険運営協議会
    - ◎会 長(深澤 純) ○副会長(折居 博文)
    - ◆地域包括支援センター運営協議会
    - ◎会 長(保坂 英臣) ○副会長(芦澤 初美)
  - 6 議事
    - (1) 富士川町介護保険事業状況報告
    - (2) 地域包括支援センター事業報告
    - (3) その他
  - 7 閉会

・ 発言の内容

議事

(1) について

事務局より説明

< (1) についての質疑応答 >

委員 : P3 の決算概要の滞納繰越について、調定額の 430 万円程度あるが、その内、78 万円程度が納付されたということによいか。

事務局 : その通りです。

委員 : 滞納繰越の 430 万円の推移というのは増加しているのか減少しているのか。

事務局 : 推移としては減少している。滞納繰越額を減らしていくには滞納分を収納していただくか不納欠損処理を行う必要がある。

町として収納していただくのが一番だが、どうしても収入が少なく納付の意思がない場合は不納欠損処理を行っている。

委員 : 減少しているのならば大丈夫。

委員 : 不納欠損額について二つ伺いたいことがある。

一つ目は不納欠損がある方が介護サービスを利用する場合に 1 割負担が 3 割になるという話があったが、町内に在住していたときに滞納があり、他市町村に転出し、戻ってきた場合はどうなるのか。

二つ目は先ほどの説明にもあったが、滞納している人の中で年金収入額が少なく払えないという人がいるとのことだったが、介護サービスが必要な状況なのに支払が困難で利用できないという方が少なからずいると思うがそういった人たちに対する対策や方針があるか。

事務局 : 滞納分が残ったまま、他市町村に転出した場合は転出先の介護保険料を納めれば、ペナルティを受けないで利用することができる。

また、富士川町から他市町村へ転出し戻ってきた場合は富士川町の滞納分については引き継ぐことになる。

二つ目に関しては今のところは町での対策等はなく、ご家族に協力していただいて生活や介護サービス利用に繋げている。また、ご家族の協力がなく生活に苦しい方については生活保護の相談等に繋げている。難しい問題だと考えている。

(2) について

事務局より説明

< (2) についての質疑応答 >

委員 : 5P の峡南 5 町で集中支援チームを設置と記載があるが峡南 5 町で一つのチーム設置するという意味か。

事務局 : おっしゃるとおりです。認知症初期集中支援チームは各町ごとに設置することになっているが、峡南 5 町は飯富病院に委託することでチームを設置している。

また、令和 3 年度については実績がありませんでした。

(3) について

事務局より今後の運営協議会の流れについて説明

< (3) についての質疑応答 >

その他、委員より報告事項や質問等はなし